

15年に誕生した資格「土地活用プランナー」が注目を集めている。同資格について、実施機関である東京共同住宅協会の谷崎憲一会長（写真）に話を聞いた。



資格のメリットは。

まず、隣接する資格者や実務者などが活用できるという点がある。例えば

税理士が地主に対して相続対策をアドバイスするケースで考えてみると、相続対策の一番スタンダードな手法として土地活用があるため、土地活用プランナーの知識があれば、土地活用のコーディネーターまで行うことが可能となり、それだけ業務の幅が広がる。弁護士、司法書士、宅建士などといった有資格者にとっても同様のことと言える。

注目の新資格

土地活用プランナー

ナーから税金のことが心配だといった相談を受けるかもしれない。そこで土地活用の提案ができれば、第2、第3のビルやマンションを建ててもらうこともできるし、新たにアパートやマンションの管理を受託することもできるだろう。

② また名刺に土地活用プランナーと記載することで、土地活用の提案する際に、より信頼が得やすくなるというメリットもある。

主にご本人が受験しているか。

資格創設当初はオーナーからの受験申し込みが予想以上に多かったが、その後は不動産業者や建設業者の受験生が増えている。試験やテキストの内容が充実

によって、単なる知識だけではなく、実務のスキルも身につけることができる。そういった点が認められ、社員教育の一環として受験講座を実施する企業も増えている。

また異業種の人がこの業界に魅力を感じ、転職への備えとして受験する人が増えてきているほか、学生がこの業界への就職を目指して取得するケースも多い。更に、創設から間もない資格のため、現在は合格率が約75%と比較的取得しやすいことも魅力の一つ。今後、試験の難易度が上昇して合格率が下がっていくと予想されるので、今のうちに取っておこうというニーズもあるようだ。

今後の展望は。

同資格は昨年度まで東京都の認可資格だったが、ニーズが全国的な広がりを見せていることから、4月から内閣府に所管を移して全国展開できるようになった。これに伴い、東京都のみだった試験地も、今後は全国に拡大していくと考えている。まず手始めに、来年度は大阪会場での実施を予定している。

更に、賃貸管理業に従事している人であれば、オー